

第8回草津市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■日時：

令和2年10月29日（金） 13：00から14：30まで

■場所：

滋賀県南部合同庁舎 別館3階 大会議室

■出席委員：

天野委員〔会長〕、松村委員〔副会長〕、金谷委員、柴田委員
池田委員、権田委員、川崎委員

■欠席委員：

山口委員、杉本委員、黒田委員

■事務局：

藤田部長、高岡副部長〔環境経済部〕
中島課長、黒澤係長、石松主査、森谷主任〔資源循環推進課〕

■傍聴者：

なし

1. 開会

1) 挨拶：事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から第8回草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また新型コロナウイルス感染対策として、入口に消毒液を用意しておりますと共に、マスクの着用や咳エチケットにつきましてもよろしくお願いたします。会議の円滑な進行につきましても、御協力をお願い申し上げます。それでは開会に当たりまして天野会長に御挨拶をお願いいたします。よろしくお願申し上げます。

2) 挨拶：会長

皆さん、こんにちは。本日は議事が2つに分かれており、それについて審議したいと思っております。一つは令和4年度からの新しい処理基本計画の第3章までの素案が挙がってきておりますので委員の皆さまに審議を進めていただきたく、もう一つが、前回と同じく次期計画における新しい施策の案についてです。活発な御意見、御質問をお願いします。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】

議事に入る前に、本日の審議会では委員総数 10 名のうち、現在 7 名の委員に御出席いただいております。山口委員、杉本委員、黒田委員から御欠席の御報告がありました。半数以上の委員に御出席いただいております。草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第 19 条第 2 項に規定する会議の成立要件を満たしていますので、ここに御報告を申し上げます。

傍聴席を用意していますが、傍聴人はいません。

それでは、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第 19 条第 3 項の規定により、これよりの進行は天野会長にお願いします。

【会長】

それでは議事次第に従い、審議会を進めます。まず、議事の 1 番について、新しい処理基本計画の素案である資料 1 と資料 1 の概要をお手元によりしくお願いします。

2. 議事

1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案（「第 3 章ごみ発生量の推計」まで）について

【事務局】

＜資料 1 「資料 1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案（「第 3 章ごみ発生量の推計」まで）」について説明＞資源循環推進課

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問、コメント等、お気づきになったところ、どこからでも結構ですので、よろしく申し上げます。

確認ですが、26 ページの「現行計画における施策の実施状況と評価、および今後の方向性の内容を踏まえて現行計画を総括します」こちらの記載内容については、この審議会での審議内容を反映させるという御説明だったのですが、このあたりも本日のところでまた出てきた御意見を文章の中に入れていくと、そのような形でしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

ありがとうございます。そうすると今の現行計画、一応令和 3 年度までのところで、特にこの資料でいうと、23 ページ、24 ページ、25 ページあたりが、目標に対する実績の直

近のところ、平成 30 年度までが記載されています。前回の審議会までも度々御指摘いただいたように、ちょうど 4 年ほど前に現行計画の中間見直しをしたころ、その現行計画の目標をある程度達成されそうな状況だったところが、ここ 3~4 年で非常に大きな状況の変化があります。23 ページのところをご覧になっていただくと、特に家庭系のごみ排出量が、順調に目標を達成しそうなところから、少し目標が結構ぎりぎりのところまで上がってきています。今は令和 2 年度の途中ですけれども、これが恐らく令和元年度も非常に厳しい状況になっていることも、前回までの御議論で御確認いただいたところです。このあたりの 26 ページに掲載予定の現行計画における総括のようなところは、どのような書きぶりになるのでしょうか。もし事務局で、例えばこのような記載文章が想定されるというものがもしありましたら、御紹介いただければと思います。

【事務局】

この 26 ページの、第 8 回の資料ということの内容を踏まえた総括ということで、基本的にはこの後の議事にあります施策という部分で、現行計画にも減量施策や資源化施策というものを幾つか並べている中で、実施ができたもの、できなかったものがさまざまあります。それらは次の計画につなげていくという意味で、継続していくのか、はたまた見直していくのか、これは廃止をしていくのか、そのあたりの議論を深めた中で、現行計画の振り返りをしてまいりたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。そのあたりのことも含めまして、何かお気付きの点や、このようなところをしっかりと書いておいたほうがいいところが、もしお気付きの点がありましたら、よろしくお願いします。

【委員】

確認ですけれども、前回もいろいろ議論になった現在の新しいごみ処理施設の能力に対してぎりぎりですということもあり、頑張ってごみを減らさなくてはいけないというところは、少なくとも今回の素案にはどこにも書いていないのですけれども、それは結局どこにも書かないのですか。

【事務局】

書くか、書かないかでいきますと、書く予定をしています。今回お示ししていますのが、計画の策定の趣旨はもちろんです、ごみ処理の現状を踏まえた中で、発生量の推計、トレンド法で「実績の 4 年間で捉えるところになります」というところで止めている状況です。この後の章立てとしましては、当然目標を定めにかかります。その目標を達成するための施策という構成につながっていくわけですけれども、その目標を設定するに当たっ

て、委員がおっしゃられたような施設のことや、そこを達成するためにさらなる減量を進めていくというところを作るという段階ですので、今回の素案の中にはその分は組み込んでいないということで御理解をいただけたらと思います。

【委員】

分かりました。

【会長】

他にいかがでしょうか。それでは、これは素案ということで、また今後の審議会も含めて最終的な答申案にもう少し時間をかけて仕上げていきますので、また後で何かお気付きになった点がありましたら御発言いただいても結構ですし、事務局に直接お問い合わせいただいても結構です。これがだんだん出来上がってくると大量の資料になってきますので、お時間のある時にゆっくりご覧いただきながら、お気付きの点を随時お知らせいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議事、施策の案について、こちらにもまた資料がたくさんありますので、前半、後半を分けまして、施策の案について、重点施策である幾つかの施策を資料の 2、3、4 に基づいて事務局から御説明をよろしくお願いします。

2) 施策(案)について

【事務局】

＜資料 2 「リユースマップ京都市参考事例(重点施策 1-2 リユース市場の拡大促進関連)」

資料 3 「重点施策 2-1 市民に分かりやすい分別について」

資料 4 「重点施策 2-2 収集日の統合による効率的なごみ収集について」について説明＞
資源循環推進課

【会長】

ありがとうございました。それではただいまの御説明は主に新しい施策に関わるところの資料ですが、資料の 2、3、4 はいかがでしょうか。お気付きになったところ、確認すべきところ、どの辺でも結構ですので、よろしくお願いします。

最後の資料 4 ですけれども、これはこの 10 月から変更されたのでしょうか。それとも今後でしょうか。

【事務局】

今後のことです。

【会長】

今後ですね。まだこれからですね。

最初の資料の 2 で御紹介いただいた京都の修理とリユースのお店のパンフレットですが、例えばこのような情報提供というか、市民の皆さまに「この辺の草津市内でいうと、こういうお店でこういう修理などリユースができます」というような情報発信を始めようと、そのようなところにつながっているのでしょうか。ちなみに、もう既に下調べというか、だいたい市内に幾つくらいこのようなお店があるというのは、もうお調べでしょうか。

【事務局】

店舗の正確な数としては把握しておりませんが、市内でも数店の新しいリユースショップ、昔はリサイクルショップということで、大型な店舗があったりもします。先ほど事務局から説明させていただいたような、なかなか有名ではないですが、地域の人がよく利用するというような情報もあれば、どんどんこのようなものに盛り込んでいきます。当然情報は持っているだけではなく、やはり発信することも大事だと思いますので、ホームページであったり広報であったり、今はごみ分別アプリなど、あとはごみカレンダーの一部を利用して PR をしていくということです。市が実施主体というよりは、このような民間企業さんのほうで流通というか、事業が流れている部分もありますので、そのようなところを促進してまいりたいという取り組みです。

【会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

修理屋さんというのが、草津では意外と少ないような気がします。例えば、守山に行けばある、栗東に行けばあるなど、商工会議所などを巻き込み、草津、栗東、守山、野洲で一緒にのちらしを作ってはどうか？その上で、その店でいろいろな勉強をする、例えばコーヒーの淹れ方を勉強する、あるいは着物の着方を勉強するなど、それは守山にある、栗東にあるなど、全部ちらしが出てきます。そのようなものにある程度リンクしながら、このようなものをまたリンクさせると、より市民の方も目が届くし、広範囲で多分修理屋が分かってくるのではないかと思います。やはりなかなか京都と草津を比べると、草津では少しボリュームが小さいのかと思います。

【委員】

今の点は全くそのとおりでと思いますので、草津市内でやる必要は必ずしもないという点と、あとは京都のものが、これは連絡先が電話しか載っていないので、利用するほう

としては、細かいことが分かりません。紙媒体は仕方がないのですが、市のホームページかどこかに載せていくときには、その店にホームページがあれば飛べるような形に、ぜひされたいかと思います。

あと、資料 4 の古紙収集の日を品目別に分けなくて、月 2 回にまとめてというのは、むしろ今までどうして分かれていたのかということがあったので、このほうが絶対に便利だと思います。これはどちらの側の事情ですか。収集される側のほうの事情なのか、それともこのほうが市民の利便性が高いと思われたのかどうか。そもそもはどちらなのか。もともとは分かれていたのですか。

【事務局】

この分別が始まったのが平成 23 年の 10 月だったと記憶しています。当然 1 年ほどはかけて検討はしていたと思いますので、こういう変更前の現行パターンが変更後の 3 種類をまとめてという A 案、B 案は恐らく検討はされているはずです。

当然排出するほうからしますと、日が多いほうが、そしてまとめて出せたほうが良いという部分であろうかと思いますが、恐らくリサイクル処理する中で、この新聞、雑誌、段ボールそれぞれ単価が異なるというところもあって、一緒に処理をまとめてしまうと、ばらばらの紙ということで、単価がぐっと下がります。しっかり分けていただくという意識の中で、このような形でスタートしたと認識をしています。

当然進めていく中で、最初のほうは「もう少しまとめてできないのか」や「新聞、広告の広告はどちらに入れるのか」というような、いろいろなお声は受けていたかと思います。10 年弱ですけれども、比較的定着はしてきている分別だと思います。ただ、他市さんなどと比べると少し珍しいタイプの分別かという認識はしています。

【委員】

10 日ほど前に、ペットボトルについて NHK がニュースを流していたのですが、現状の状態で行けば、地球上は危機的な状態になるということです。今までは中国がそのようなペットボトルの輸入をしていたのですが、最近中国はそれをやめて、そうしたら日本はどうなっているのか。どこで最終的な処理をしているのかというようなところまでいって、それは飽和状態になっているというようなことを言っていました。

草津市の場合は、19 ページ、20 ページに載っていますけれども、このペットボトルの最終的な処理の廃品というのか、それはどこで、大阪の埋め立て地へ持っていったのか、それとも他に方法があるのか、もっともってこれから将来のことを考えたらその能力はどうなっていくのか。焼却できるものはよろしいですけれども、恐らくペットボトルなどは焼却してもかなり残ると思いますので、そこはどのようにこれから将来を考えておられるのか、現状はどうなのか、それをお聞きしたいです。

【事務局】

まず、本市のプラスチック製容器類、ならびにペットボトルの現状としましては、大阪湾に持っていつていることではなくて、現状はリサイクルということで、リサイクルルートのように乗せています。容器包装リサイクル法の観点で、協会のほうに引き渡しています。特に草津市のペットボトルは非常に分別状況がいいということで、高いランクで買い取っていただいているという現状もありますので、これは引き続き続けていくべきかと思えます。

県内でも幾つか自治体を見ていますと、やはりプラスチックを分別せずに、サーマルリサイクルということで焼却して、それを燃料と言いますか、そのような形で活用していくという動きもありますけれども、草津市としては今回の計画の中にはプラスチックを焼却していくというような視点での内容にはなっていません。

一方で、先ほど事務局のほうから説明させていただきました資料3、国のほうがプラスチック製容器類だけではなくて、プラスチック製品、バケツや子どもさんのおもちゃなど、そのようなプラスチックが多く使われているものについても、積極的にリサイクルするべきだということの方向性が示されています。草津市は古くから、清掃工場ができたころからプラスチックを分別してきたという経過がありますので、少し時代が草津市に追い付いてきたといえますか、そのような方向に今、進んでいこうとされていますので、その辺の動向もにらみながら今後の草津市にとってより良いプラスチック分別処理というものを考えていきたいと考えています。

【委員】

資料3のアンケートですけれども、9番目の分別せずに焼却ごみとして出しているというのが19.9%あるのですけれども、上から2、3、4、5、6がどのような分別に該当するか分からないから、どこまで汚れを取ったらよいか分からない。この2、3、4、5、6に関しては、9番に付随するのか、それとも2、3、4、5、6だけでこれは数字が出ているのか。結局これは9番で分別をせずに出しているという、このようなものはどのような形で読みますか。

【事務局】

この9番と、1番の「困ることがなく分別できる」というのは、2番の「分からない」3、4、5、6、このあたりですね。なかなかアンケートという部分もありまして、またこれも複数回答というところもありますので、回答者の日ごろの行動までどう読み取るかという分析もあります。現状、確かなこととしては、プラスチック製容器類、透明で赤のものでプラと書いた袋をプラスチックの処理施設のほうで、全部袋を破いて手選別をかけているのですが、その中でプラ容器包装に該当しないプラというのは、そこまで多くない状況です。

どちらか分からないから取りあえずプラに入れておこうか。それで、実際クリーンセンターのほうで「これはプラではない」とはじいているものというのは、そこまで多くないということになりますと、焼却ごみのほうに出されているケースも十二分にあろうと思います。そのあたりは今回、この計画を策定するに当たり行いました組成調査のほうでも、プラスチック製容器類、リサイクル不可能のものもありますけれども、洗えばリサイクルできるというものも幾分か入っていましたので、そのあたりから読み取れるかと思っています。

【委員】

9番の実態は19.9%よりもっと増えているかもしれないです。28.8%を超えているかもしれないですね。その辺の実態を出したほうが「ですから分別です」ということのメッセージをやはり挙げたほうがいいのかと思います。

【委員】

改めてこの市民アンケートのところを見ると、今さらですけれども、若干質問があいまいだったと思います。というのは、これは、何を聞かれているのかが2通りあり得るのです。つまり、例えば目の前に汚れた容器があるとします。その状態のことを言っているのか、それは右のこの図で見ると、すすいでも汚れが落ちないものは焼却ごみに出すということです。汚れている状態というアンケートのところは、すすいだら汚れが落ちるようなものと言っているのか、それともすすいでも落ちないものと言っているのか、これは両方含まれています。

今さら仕方がないですけれども、本当は例えば2つに分けて、軽くすすげば汚れが落ちるような状態のプラスチック容器包装と、すすいでも落ちないようなものを分けてそれぞれ聞いたらもっとクリアに出たと思うのです。そこらが混ざっているので、答えているほうが、例えば1の「困ることなく分別できる」という回答も、これはどちらに入れるか分からないです。そもそも「そんな洗うなんて面倒くさい」と思ったら、焼却ごみに迷わず入れている人もいるし、きちんと洗ってプラに入れている人もいるし、そのこの区別はこれだと分かりません。

そういう意味では、この結果の解釈のところは、両方が混ざっているということを前提にしないと、非常に間違った解釈になるのではないかと、いろいろとこちらの右のほうの今の分別を見ると、今さらながら思いました。例えば②の「どの分別に該当するのか分からない」という回答も、もともとそのような分別の仕方のことを分かっていないという人もいれば、よく分かっているからむしろ分からないという場合などもあるかもしれないので、そこはこの解釈としては両方があるということを前提にしたらいきたいと思います。以上です。

【会長】

そういう意味では、アンケートの調査のほうは参考データということで、むしろ組成調査のほうで、実際に燃えるごみの中に、本来もう少し洗えばきちんとプラスチック容器包装のほうで分けられたものがどのくらいあったか。逆にプラスチック容器包装のほうに、無理してここに入れなくても、燃えるごみにしたほうが良かったものが何パーセントあったか。組成調査のほうをきちんと分かりやすい形で市民の皆さんにお見せするということが、多分今回の調査でいうと重要かというところでは。

あと、今後の施策として、資料3の右側の説明のところでは、やはりいろいろ改善すべき点はあると思いますので、また今後審議会で委員の皆さまから何かお気づきの点、このように改善したほうがいい、例えば具体的に「ケチャップとマヨネーズは」「テイクアウトで持って帰った容器は」など、具体的な例が付いていたほうが分かりやすいのではないかと今、思いました。

他にも、どうぞ、皆さままでお気づきの点がありましたら随時またお示しいただければと思います。こういったやはり本当に最後、市民さんに向けてきちんと分かりやすい形で改善していったほうがいいかなと思います。

どうぞ。

【事務局】

すみません、アンケートの結果について少し補足をさせていただきます。アンケートの結果ですけれども、アンケートの項目としまして、プラスチック製容器類、汚れている状態というような項目もありますが、もう一つその前の設問に、プラスチック製容器類のきれいな状態というアンケート項目もありまして、きれいな状態というアンケート項目に対しましては、9番の「分別せずに焼却ごみとして出している」という方が2.6%いらっしゃるという状況です。

【会長】

他にいかがでしょうか。それでは、こちら新しい施策に反映していくということで、答申案の後半のほう、今日御説明いただいた基本計画素案の4章以降にいろいろ新しい施策について記載していくこととなりますので、また随時お気づきになった点をお示しいただければと思います。ありがとうございます。

それでは議事の2の後半のほう、引き続き新しい施策の案に関わるところで、資料の5-1と5-2をお使いいただいて、事務局のほうで御説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

<資料5-1「現行計画における施策の実施状況と評価および今後の方向性（家庭系廃棄物）」>

資料 5 - 2 「現行計画における施策の実施状況と評価および今後の方向性（事業系廃棄物）」について説明＞資源循環推進課

【会長】

ありがとうございました。それではただいまの御説明につきして、資料、項目が非常にたくさんありますが、どこからでも結構ですので、何かお気づきの点や御質問等、よろしくをお願いします。

【委員】

雑紙のところですけども、別の資料 4 では、草津市さんでは雑誌と雑紙を一緒にしています。雑紙と段ボールの区別という部分が、例えばパソコンやプリンターなどの箱があります。あれは厚いけれども、中が中空になっていないから、恐らく雑紙です。

【委員】

雑紙ですね。

【委員】

ただ、一般に考えると、例えば 2 リットルのペットボトルのお茶が入っている箱は段ボールですよ。

【委員】

そうです。段ボールです。

【委員】

そこというのが、私の住んでいる自治体では区別してなくて、段ボールなどと一緒のほうにやっています。ですから恐らく雑紙が段ボールのほうに入っているのです。これというのは、恐らく古紙の回収業者さんのいろいろなやり方によって、自治体によって違うと思うので、それは結構です。実態として、例えば段ボールのほうにこちらが混じっているというのは結構あるのではないかと思います。その辺はどうなのかということと、それが実際はかなり支障をきたすことなのか、という部分があります。特に今度是一緒になるではないですか。

個人的にはこの図では、資料 4 の雑誌、雑紙というのがうまくくるようになっているんですけども、こうはなりません。例えば先ほどのプリンターを買うと結構大きな箱です。あとは、お菓子の箱やティッシュの空き箱などはいけるとは思いますけれども、本や雑誌などもそうです。もっと大きいものもあります。そのようなものはどちらかというと段ボールなどと一緒にくったほうが大きき的にはくくりやすいのです。ですから雑紙

の保管袋というのをお配りしているわけですが、あれに入りきらないような大きい、段ボールではない雑紙が結構あるのではないかなという気がします。そこは、どちらからという、段ボールと一緒にするほうが現実的です。そういう意味では、一つは大ききで、大きいものは段ボールのほうに入れてしまうというほうが、市民からするとやりやすいような気がします。結構大きい雑紙というのは、現実はどういうふうになっているのか。

【事務局】

古紙類の現状はどうしているのかという部分と、どういった支障があるかというところで御意見、御質問を頂戴しています。現状、市民さま向けに発行していますごみ分別ブック（「雑誌・雑紙分別辞典」）の中では、段ボールは「断面が波型になっているものが段ボールです」というアナウンスで「それ以外の厚紙になっているものについては雑誌、雑紙のほうに出してください」というアナウンスになっています。先ほど申し上げましたように、この分別が始まった平成 23 年度頃は、それまで全て焼却ごみに出ていた紙類を古紙として分けていただくに当たって、そこのお問い合わせも結構多かったと聞いています。

例えばビールの 6 缶パックのものも、裏側が少し段ボール素材のように見えて、「これは段ボールではないの」など、靴の箱なども、波々になっていないけれども、段ボールのようだというようなところで少し御意見があったと聞いています。ただ、全てリサイクルしていますが、あまり大きな支障があるという声は耳にはしませんので、そこまでシビアに、分別が違うから集積所に残さなければいけないという類のものではないです。全て溶解してリサイクルするというフローからすると、そこまで支障がないのかなという状況もあります。委員がおっしゃったように、またこれから市民さんにはパブリックコメントなどのいろいろな意見を頂戴する中で、このあたりの分け方、出し方というところも少し検討していけたらと思います。

【委員】

よろしいですか。自分でごみを出している立場からすると、古紙類を出す日を、例えばここにあるように、月 2 回で、第一、第四木曜日など、曜日を分けるようにすることはすごく利便性が高いので大賛成です。私自身の経験でも、たまってきた出す、持っていくのに、だいたい月 2 回くらいだとちょうどよいです。それは賛成ですが、雑誌と雑紙というものをひとくくりにするというよりも、個人的には例えば雑紙というのは、段ボールと一緒にしてしまうか、あるいは雑紙として 4 区分にして出してもらおうとしたほうがすっきりするのではないかと思います。つまり、大きい雑紙も出てくると思うので、そうするとそれだけをくくって出すことも、別にそんなに利便性は、出すほうはそれで支障がないと思うので。この図にある雑誌と雑紙を一緒にするというところが主に大ききの

問題で、くくる時に結構不便があるのかなと。ただ、ここにはこうやって書いてあるけれども、現実には。

【委員】

雑誌は雑誌としてくくっています。

【委員】

一応なっていて、保管袋で出す。

【委員】

違いますよね。保管袋は単に家の中で保管するだけですよ。

【委員】

そうです。

【委員】

出す時はくくるわけですよ。

【委員】

出す時はくくっています。

【委員】

ですから実際には雑誌・雑紙というのは別々にくくられている感じですか。

【委員】

そうです。雑誌は雑誌、雑紙は雑紙でくくっています。

【委員】

では、実態としては、出す時は4区分ですね。

【委員】

これでいくとね。

【委員】

これでいくとそういうことですね。分かりました。

【委員】

分けていますね。

【委員】

では、一緒にくくっていますね。

【委員】

一緒にくくって出しています。

【委員】

分けてくくっています。

【委員】

そう。うちは違います。

【事務局】

あまり雑誌・雑紙という区分ですけれども、雑誌の中にそういう雑紙を挟んで出される方などはあまり見受けられないです。

【委員】

ないでしょう。雑誌は雑誌でくくっていますでしょう。

【事務局】

はい。

【委員】

みんなそうです。

【委員】

この図が若干正確ではないのですね。

【事務局】

でしたら4区分にしてもいいですね。

【委員】

くくりで言えばですね。

【会長】

ええ。

【委員】

これは草津市の場合は廃品回収というのか、町内や子供会、老人会などそういうところでこれをやっています。ですから、私のところの町内は、こういうものは市の回収には一切出ていないです。アルミ缶と、それからあれは全部分けてしているので、町内ではこの雑紙、新聞、段ボールというのは、廃品回収で出しますので、回収にきていただいても集積場は空っぽです。

【会長】

その時の区分は、やはりこの3区分ですか。

【委員】

はい。きちんと。

【会長】

これは4区分ですか。

【委員】

4区分です。

【会長】

新聞広告と雑誌と雑紙と段ボール。そうだとしたら、やはり合わせておいたほうがいいです。集団回収の時もその区分で出すし、集団回収に出さない自治会は、市の収集日にやはり同じ区分でという、そこはそろえたほうが分かりやすいかなと思います。

【事務局】

こちらでこうお願いしているのと、実際市民の皆さんがしてくれるやり方が違うかもしれない。それは合わせたほうがよりそれが進んでいくということに。

【会長】

分かりやすいと思います。

【事務局】

あと、ここでのポイントでいきますと、新聞や雑誌はそもそも取る方が減ってきていた

りなど、委員がおっしゃっていただいた集団回収に出していただいたりなど、スーパーマーケットなどの店舗のほうに出しているというものがあるので、今の雑誌・雑紙は「雑誌・雑紙分別辞典」というものを作成していて、こういうものが雑紙として出してくださいよと、ものすごくたくさんの雑紙があり、そこを燃えるごみに出さずに雑誌・雑紙のほうに出していただくと、燃えるごみが減るということですから、その辺がポイントになるかと思えます。

【会長】

そういう意味での重点施策としたら、やはり燃えるごみに入っている雑紙でこういう種類が多いですというのは、写真付きか何かでやはり分かりやすく見せることで、今まで燃えるごみに入れていたけれども、これは雑紙で出せばいいという、そのような新たな気付きが広がることで、燃えるごみが多分確実に減らせるのではないかと思います。今御議論いただいたテーマでいうと、雑紙の分かりやすい、例えばこのような雑紙、やはり買って来た時の靴の入っていた箱や、ちょっとした小型製品を入れていた箱、紙製容器。要は、紙製容器の大きなものを一応畳んで、置いておいてもらって、雑紙の日に出してくると。燃えるごみにはあれは入れないでと。結構そのあたりも、今回新しい計画の中で特にこれだけはもう徹底しようという優先順位の結構高いほうに入れておいていただけたらいいのかなというところです。今の御議論を受けまして。

【委員】

雑紙については、古紙再生業者のほうで禁忌（きんき）品を入れないようにしているのですが、草津市のほうでは、雑紙の中で、あとで古紙のリサイクルをする時に、それは引き取る業者によっても違うのですけれども、こういうようなものはやめてくれというものがあると思います。その辺は周知されていますか。例えば、これから言うと、クリスマスケーキなどの箱などは多分内側が結構コーティングがされていると思います。例えばあのようなものも別に構わないのか。あとはその種のいわゆる紙だけではなくて、内側にいろいろな素材がありますね。あのようなものも出さないでくれというものもあると思います。

【委員】

一つは封筒の透明のセロハン、あれは一応はがすということは言っていますけれども、ケーキの箱の中のコーティングされた素材までは、しょっちゅうではないから分かりません。あまり意識していません。

【委員】

そのあたりの禁忌品的なところというのは、かなり周知をされたほうがいいのかとは思

います。現実には、どういうものが雑紙であっても出してもらおうと困る、そうしたら結局焼却に入れるしかないのですけれども。ですからそこは、現実はどのようになっていますか。

【事務局】

いわゆる禁忌品については草津市のほうで『雑誌・雑紙分別辞典』ということで、これは平成30年度と令和元年度に作成して、お配りした状況ではあります。これはA3で二つ折りで、中を開けますと、左がオッケー（正しい分別）、右がバツ（誤った分別）ということで、かなり種類を多く書いています。見ていただいた方によって印象はいろいろかなとは思いますが。

今、ケーキの箱ということで、具体的にそこまではあれですけども、防水加工がされている紙や、汚れが付着した紙というのは雑誌・雑紙としては、出していただくのはお避けくださいということで、書いている状況です。こういったものを今後も周知、PRをしていくということも必要でしょうし、こういったものが処理の中で、恐らく阻害してくる要因ではあるかと思しますので、このあたりを市民さん向けに今後も発信していく必要があるというところで、こういったものは一応作成しています。

【委員】

ごみの組成調査の中では、そのようなものがどのくらい入っているかということは、調べたのですか。

【事務局】

組成調査の中でも、家庭系焼却ごみの中で古紙類が15.29%含まれているということで、この中で禁忌品かどうかというところは、そこまでは踏み込んでいないということでしたので、この15.29の中にも何パーセントかはそういったものが含まれているので、ある意味では正しいと言えば正しい部分もあろうかと思えます。

【委員】

分かりました。

【委員】

恐らく今の『雑誌・雑紙分別辞典』というのは、あまり皆さんに知っていただけていないと思うので、新聞、段ボールなどそういうものはわかっているが、雑紙のところはもう少し押し出して行って、焼却ごみからリサイクルのほうに回さないといけないと。

【会長】

多分御紹介いただいた資料は、あらゆるケースを想定されて、びっしり書かれています。かえって見づらいというか、いちいち細かいものを探さないといけないので、先ほどもお話ししましたがけれども、よくあるケースだけを少し抜き出して、よくあるケースについて、こういうものは、きれいなものは燃えるごみには入れずに、雑紙のほうにといい、それを重点的にしたほうが効果的かというところです。

【委員】

今のそのような雑紙などを焼却のほうに入れるとかさばるから、やはり分けたほうがいいかも分かりません。実際に私はそう思います。

【会長】

15%程度のうちの禁忌品を除いたら、多分除いても10%くらいは入っているかもしれないので、それが燃えるごみからきちんと分別されると、それは結構大きいです。

【事務局】

確かに見ていただきました『雑誌・雑紙分別辞典』はかなり今見ても細かいです。確かにそうなのだろうということではありますが、実際そんなに家庭から出ますかというようなものも含まれていたりしますので。

【会長】

そうです。あまり細かい資料だと、最初から読む気がしないので。

【委員】

個別にこのようなものが駄目だということと併せて、もう少し大きな方針、例えば防水加工がしてあるものや汚れなど、何かその下のキーワードをむしろ挙げたほうが、このようなものが駄目だと分かるのではないかという気がします。

【会長】

先ほどの資料でいうと、ごみ分別アプリの運用が始まったばかりですけども、そこには雑紙については何かメニューはありますか。

【事務局】（黒澤）

正直申し上げて、ここまでの内容が網羅できていない状況です。雑紙はもう雑紙で出してくださいという程度になっていますので、このあたりのメニューについても、少し充実させてもいいかなということなんです。いずれにしても、見ていただく方の視点に立っ

た広報、啓発というのは、行政のほうでこれからも頑張っていけないといけないと思います。少し大雑把ではありますがけれども、防水加工やワックス加工のものについては焼却ごみでというようなアナウンスはしています。

【委員】

形のあるものではなくて、形のあるものをつぶして雑紙ではなくて、シュレッダーにかけたものも雑紙として出していいですよとなっていませんでしたか。シュレッダーにかけた紙ばかりですか。

【事務局】

シュレッダーごみもリサイクルは可能です。

【委員】

でしょう。

【事務局】

昔といいますか、当初は繊維が切れてしまとなかなかリサイクルができないといったお話も聞いたことがありましたが、今はもう改善されて、シュレッダーも大丈夫かと思っています。

【委員】

シュレッダーもいいということですね。雑紙にしたらいいですね。シュレッダーにしたらもう細かいから駄目だと思って、ごみに入れていきますというものもあると思います。私は、いちいちごみを見に行っていないから分からないけれども。

【事務局】

基本的に、個人情報が含まれているので裁断するということがかなと思いますので、見られたくないものでしたら、焼却ごみでという意識がそちらにいつてしまう部分もあります。

【委員】

あえて、そこに入れている可能性もあると思います。なかなか本当に一般の主婦、それを一生懸命みんなが思ってくれて、やってくれるといいのだけれども、やはり見ていると違います。「違う、違う。これはこうです」「こちらに入れて、こちらに入れて」と、私も目の前で皆さんに言うくらいです。「家ででも、これからそうしてよ」と言って、私ははっきり言いますが、なかなかそれは徹底できません。私はごみ集積場の中を全部調べるわ

けにはいきませんから。最初に「ごみ袋に名前を書きましょう」と言った時も、なかなか皆さん書いていただけないので、今のチケットではなくて、配るごみの袋の時に、全部名前を書いて配りました。

【会長】

名前を書いて配っていたのですか。

【委員】

町内の人の分を、全部名前を書いて。その時は書いてあるから、それをそのまま出してくれますが、次からどうかと思ったら書いていません。今はもう徹底して書いてくれます。集積場にマジックも置いています。ぶら下げているので、皆さんはほとんど書いています。何度も行くけれども、皆、書いて書いていますが、それまでは、本当に大変でした。名前を書いていない人はその袋がなくなったら全然もう次は名前がないのです。ですから、そのようなときもありましたが、どうにかしてみんなに分かってほしいと思って、せめて自分のところの町内だけでもと思ってするのですが、なかなか続かないというか、皆さんあれでしたけれども、今はもう全部書いていただいているので。

ですから、もし間違っただけであっても、必ずその方だと分かるので、持って帰られます。これが入っているから駄目ですと書いておいてくれますから。そのようにして、だいぶ徹底できていますけれども、本当に皆さんの意識がどれだけ関心を持ってくれるかというのが、難しいところです。

【会長】

なかなか全ての町会に名前を書くことを徹底させるのはかなりハードルが高いかと思えます。

【事務局】

ありがとうございます。地域でいろいろとそういった委員の御指導をいただいているというところで、地域の環境美化が保たれているという、そのような市民の皆さまも数多くいらっしゃると思っています。分別に関しましても、やはり「こちらではない。あちらだ」ということで、分別もリサイクルなどのことを考えると、もう少し細かくてもいいのかもしれないですけども、ただ、細かくし過ぎると、かえって市民さんにご負担を掛けてしまうというところで、何とも絶妙なバランスでやっていく必要があるのかなと思います。そのあたりもまたこの審議会のほうでもいろいろ御意見を賜りながら検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【会長】

あとはいかがでしょうか。

【委員】

資料 5-2 ですが、この資料 5-1 と 5-2 の中で、実施済みから縮小、見直しというのは、多分資料 5-2 のところで実施されているが、見直しというのがこれは 3 つくらいあるのですが、資料 5-2 の 1-2、1-3、2-1 ですが、特にその中で資料 5-2 の中の 1-3 が、事業者向けの 3010 運動をやっていたけれども、これからは家庭向けの啓発に仕事をすると書いてありますが、これは 3010 運動はある程度はできたので、それをやめて家庭にシフトをするのか、それはどういう表現でこれは理解したらいいのかと思いました。

【事務局】

事業所向けの 3010 運動プラスということで、宴会が始まって 30 分、終わり 10 分ということで、食品ロスを防ぐという趣旨で展開をさせていただいております、平成 30 年度から 3 カ年にわたって実施をしました。市内にあります食品を取り扱う店舗さんや、一部小売店さんのほうにも啓発に回らせていただいた状況もあります。その中で「初めて聞いた」「食品ロスは知っているけれども、この 3010 運動というのは初めて聞いた」などいろいろな事業者さんからの声を聞きながら、認知度と言いますか、こういう取り組みがあるのだというのがご存じいただけたのかというところを考えています。

3010 運動からスタートしましたこの食品ロスの対策のほうも、いよいよ家庭向け、例えばお買い物際には無駄な食品を買わないことや、料理の際も皮やそういったところも食べられるなど、そういった消費者さまのほうに少しアプローチをしていくところは、今のところまだ取り組んでいなかった部分ですので、そういったほうに軸足を移していきたいという視点で書いています。

【委員】

3010 運動ではないのですね。その家庭版かなと思いましたが、そうではないのですね。

【事務局】

少し内容が変わってくるかと思います。例えばフードバンクやフードドライブなど、そういった取り組みもだいぶ裾野が広がってきていますので、そういったものを絡めながら、また各家庭でそれぞれ皆さんが取り組める食品ロスに対する事業は、全国的に見ても、法律が定まってきて、事業も各自治体でいろいろと知恵を出してされている部分もありますので、そういったところを参考にしながらまた取組んでまいりたいと思います。

【会長】

ちなみに草津市でのフードバンク活動というのは、今、どういう状況でしょうか。

【事務局】

代表的といいますか、分かりやすいところで、社会福祉協議会さんなどが取り組まれているものもあります。

【委員】

のぞみ会もしています。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

活動いただいています。

【事務局】

そういった活動というのは、どんどん広がりを見せていると聞いています。

【会長】

「事業者向けのフードバンク活動をやっているのに、ぜひロスになる前にお寄せください」などという啓発というか、事業者向けの広報活動は、もう今十分でしょうか。

【事務局】

そういった事例としては、紹介させていただいているところです。食品廃棄物の廃棄先はある程度決まっているところもあろうかと思いますが、大手スーパーさんなどを中心に、こういう取り組みがあるということで、前向きに考えていただけるような事業者もございましたので、そういったマッチングも図りながら進めていきたいとは思っています。

【会長】

そういう意味ではまだこれから認知度を高めていかなければいけないので、これは縮小、見直しになっていますけれども、むしろ重点施策関連項目にしてはどうでしょうか。その上で、今は3010はこういう状況で宴会需要が減っています。そうはいつでも多分数年したらまた復活するから、3010をやめるというわけではなく、やはり3010は継続しながらそれに加えて今のフードバンクのような新たなロスを、ロスの手前できちんと有効に消費者に届けるという、そういうむしろ重点施策関連項目にして、3010は継続しな

からそれに加えてという、そのような形で書いていただいたほうがいいのではないかと
思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

グレーに塗っているのは縮小、見直しというところでしたし、少し手法などというのは、
今までどおりのやり方では少しまずいだろうという視点で塗っている部分もありますの
で、そのあたりはこれも決して廃止、取りやめということではなく、そういったニーズを
捉えながらやっていきたいと思っておりますので、また参考にさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】

今の、灰色の部分のところで気になるのが、全体的に「新計画に反映しません」という
表現が意味するところがよく分からないところです。つまりこの言葉どおり読むと、結局
行政のいろいろな施策というのは、基本的にはこの廃棄物処理基本計画の中に盛り込ま
れていて、それを具体化していくというのが行政の基本的なフレームですね。そのよう
なことを前提にすると「新計画に反映しません」と書いてしまうと、その項目をやらない
と取れます。それでいいのかという気がします。

例えば1-②でいうと、事業者への発生抑制、減量化、資源化の指導というのをひと
おりされたとありますが、でもこういうものはやはり一巡したらもう一巡など、担当者は
代わっていくわけですし、そのような形でやっていかないと。ですからここなどは少しこ
の表現、排出事業者をおおむね訪問し終えたが、今後継続していく的な表現でないといけ
ないのではないかと思います。

あとは例えば3-2や3-3のほうでは、いろいろ「指導と厳格化を継続します」とな
っています。ですから意味合いとしては、この「継続します」と1-②のところも、本来
的には同じではないかと思います。おおむね訪問し終えたけれども今後も継続していく
という形の表現にしておかないといけないと思います。例えば資料5-1の3-⑨などの
剪定枝の部分などの事業を廃止する部分はこれでいいと思うのですけれども、基本的に
続けていくものについては「継続します」という表現で「新計画に反映しません」という
表現は基本的には避けたほうがいいのではないかと思いますけれども、そういう理解で
よろしいでしょうか。

【事務局】

基本的にはそういう理解でお願いできたらと思います。現行計画でラインナップされ
ている事業があります。新計画でさらに重点施策や、三方のニーズをくんだ施策というの

が出てくる。こうしていくと、行政らしい言い方とよく言われますけれども、無限に事業が積み重なっていくようなこともありますので、ある面では選択と集中ではありませんが、やはり効果が、検証が難しいものなどでいきますと、そういったものを廃止してしまって、新しい施策に注力していくというような、そういう部分もにらみながら少し濃淡を付けさせていただいたような資料になっています。

5-2の資料でいきますと、1-2、タイトルだけを見ますと、事業所への指導と書いていますので、これを「やめます」というのも、いかがなものかなというところもありますので、今一度、全体をまた事務局のほうで精査させていただきまして、また計画素案、概要書以降のほうにまたつなげていきたいと考えています。

【会長】

書き方を工夫していただければというところです。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それではこの案件も項目がたくさんありますので、またお時間がある時に御確認をいただいて、またお気付きの点が出てきましたら、次回以降の審議会で御指摘いただければ、最終的な素案の概要書以降の施策案のほうに反映させていただければと思います。それでは、これで議事の(2)を終わりますので、本日の議事についてはこれで終わりとさせていただきます。

議事(3)その他について御意見御質問、確認事項はございませんか。

【委員】

今年に入って大型店のレジ袋有料化の成果は出ていますか。

【事務局】

レジ袋の有料化が始まったがごみ量までには反映されていないようです。買い物中にレジ袋の要・不要、レジ袋の代わりにエコバッグ、ごみ出し用の小さい袋の購入などが進んでいると思われます。

コロナによる特別な排出もあるため、昨年の8月と今年の8月は一概に比較できません。

【会長】

その後も終了ということで、次回も答申案作成に向けてよろしく申し上げます。それでは、最後に事務局より何か連絡事項がありましたら、お願いします。

【事務局】

委員の皆様には慎重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回第9回の審議会につきましては、11月20日(金)15:00から、会場は市役所5階

502 会議室にて行う予定です。内容につきましては、施策を中心に議論をいただきたいと考えております。

それでは、これをもちまして第 8 回草津市廃棄物減量等推進審議会を終了します。本日は誠にありがとうございました。